

令和3年5月28日

保護者の皆様へ

沖縄県立南部農林高等学校

校長 山城 聡

(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある生徒への対応等について(依頼)

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、本校教育活動にご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、沖縄県は令和3年5月23日に緊急事態宣言が発令され、児童生徒においても、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に特定された者、または発熱等の風邪症状により検査を受けている者が、増加傾向にあります。

本校においても文部科学省の環境マニュアルに沿って、持続的に生徒が教育を受ける権利を保障していくため、可能な限り、生徒への感染リスクを低減させ、学校教育活動を継続に努めている日々です。

保護者の皆さまにおかれまして、下記の内容について、感染拡大防止を徹底する観点からも、ご協力をお願い申し上げます。

1. 期 間：令和3年5月23日から沖縄県緊急事態宣言終了日まで

2. 協力内容

(1) 学校生活、教育活動について

- ① 生徒や同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、出席しない。(裏面参照)
- ② 通学以上の不要不急の外出を自粛し、感染源・感染経路を絶つ。
- ③ マスクの着用、手指消毒、教室等の換気、食事等の感染拡大防止対策を徹底する。
- ④ 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は延期、縮小する。

(2) 部活動について

①部活動については、原則休止とする(特措法第24条第9項)。

ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会、コンクール等出場する場合には、制限のもと、実施可能とする。

②部活動においては、緊急事態宣言期間中の練習試合や合宿等については、行わない。

③県内外大会やコンクール等への参加については、各団体の感染拡大防止対策が度ラインに則り、十分な連携のもと、学校長の判断で参加する。

※家庭内感染が増加しています。生徒を始め、同居される御家族も毎朝の検温並びに健康観察を行って下さい。

これも踏まえて、学校のホームページへ掲載されている「登校可否の判断基準」をご確認の上、毎朝の登校の判断を行って下さい。

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染者の拡大防止の観点からご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点などがございましたら、学校(850-6006)へお問い合わせください。